

中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金実施概要

●趣旨

遠軽町では、エネルギー価格の高騰により、影響を受けている町内事業者を支援するため、次の事業者を対象に、支援金を支給いたします。

●支給対象及び支給額

- ・ 中小企業基本法に規定する中小企業者
- ・ 医療法に規定する医療法人
- ・ 有限責任事業組合契約に関する法律に規定する組合

※中小企業基本法に規定する会社の範囲

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例) 有限会社、
弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、
特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人

※会社に該当しない法人

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益財団・財団法人、学校法人、
農事組合法人、農業法人、組合（農協、生協等）

| 対象業種の区分 | 支援金 |
|-------------------------------|------|
| 林業 | 10万円 |
| 漁業 | |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | |
| 建設業 | |
| 製造業 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | |
| 情報通信業 | |
| 運輸業、郵便業 | |
| 卸売業、小売業 | |
| 金融業、保険業 | |
| 不動産業、物品賃貸業 | |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | |
| 教育、学習支援業 | |
| 医療、福祉 | |
| 複合サービス業 | |
| サービス業（他に分類されないもの（一部対象外業務を除く）） | |

※対象外業種

農業、公務、分類不能の産業、サービス業（他に分類されないもののうち、「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「外国公務」）

- ・令和4年11月1日以前から営業実態のある事業者であって、町内に本社を有する法人又は町内に事業所を有し、事業所得となる収入を得ている個人
- ・国又は地方自治体が運営主体の事業は対象外となります。
- ・複数の対象業種を営む事業者又は複数の事業所を営む事業者の場合であっても1事業者として1回のみ支給します。

●申請受付期間

令和4年11月30日（水）から令和5年1月31日（火）まで

●申請方法（令和4年11月30日（水）から受付開始）

- ・郵送
- ・役場窓口 商工観光課（3階）、各総合支所

●申請に必要な書類

- ・支援金申請書
- ・添付書類

| 区分 | 個人 | 法人 |
|----|---|---|
| 共通 | 確定申告書の写し（次のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分の所得税確定申告書B ・令和4年分町民税・道民税申告書 申請者本人確認書類【運転免許証等】写し | 確定申告書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・直近事業年度の法人税確定申告書 |
| | 通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名） | |

※令和4年に特定店舗継続支援金、特定店舗支援金及び物価高・原油価格高騰対策特定事業支援金の申請時に上記の書類を提出した場合は、添付の必要はありません。

●お問い合わせ

〒099-0492 遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町経済部商工観光課

電話 0158-42-4819